

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

給与所得控除・基礎控除の改正

給与所得控除額が**来年2020年度より一律10万円引き下げられることになりました**。また、控除の要件である「給与等の収入金額」の上限が、現行の「年収1,000万円」から「年収850万円」となります。同時に、給与所得控除の上限額も現行の220万円から195万円と変更されるため、年収850万円を超えると10万円以上の引き下げ額になります。

基礎控除は全ての納税者に対して適用されるもので、これまでは一律38万円が控除されていました。しかし今回の改正に伴い、**基礎控除にも適用要件が設定された上で、基礎控除の額が最大48万円に引き上げられることになりました**。

つまり、前述した「給与所得控除の引き下げ」と合わせると年収850万円まではプラスマイナス0になり、現行と比較してもさほど大きく影響しませんが、年収850万円を超えると実質的に「所得税の増税」になります。

給与等の収入金額 (年収)	～850万円以下	850万円超～2,595万円以下	2,595万円超～
給与所得控除の増減 (2019年度対比)	-10万円	-10万円以上～-25万円	-25万円
基礎控除の増減 (2019年度対比)	+10万円	+10万円	-6万円、-22万円、-38万円のいずれか
所得税への影響	0 (所得税に影響なし)	給与所得控除の減額分だけ 差額が生じ増税	さらに増税

今回、こうした要件設定がなされたことにより、給与所得金額申告のために、新たに「給与所得者の基礎控除申告書」が創設されます。

この他にも、改正点はございます。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。